

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------|----|-----|-----|------|-----------------------|--|---|
| 1 | 募集要項 | 4 | 第2 | 1 | (6) | 本事業の対象施設 | 新たに導入する施設にて、「多目的ゾントイレ、倉庫」とあるが、この倉庫の用途は何か。必須であるか | 業務要求水準書のP32をご確認ください。 |
| 2 | 募集要項 | 14 | 第3 | 2 | - | 選定の手順及びスケジュール | 競争的対話の回答内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも想定されるため、競争的対話の回答書は、競争的対話実施後すぐに公表して頂けるという理解でよろしいでしょうか。 | 迅速な回答に努めます。 |
| 3 | 募集要項 | 17 | 第3 | 3 | (6) | 競争的対話の実施 | 「透明性・公平性の観点から応募者との対話の中で、全体に周知すべき事項がある場合は、対話結果の公表時に合わせて公表する」とあるが、全体に周知すべき事項とは、具体的にどのような事項か（提案内容が想定できる公表は避けていただきたい） | 提案における公平性を保つため、全ての応募者に対し影響を及ぼすであろう事項について市が必要と認めた事項は公表します。個別の提案内容に関わる事項について公表はしません。 |
| 4 | 募集要項 | 17 | 第3 | 3 | (6) | 競争的対話の実施 | 「要求水準書達成に関する質問への対応のうち、公開と判断された質問については、市のHPで公表する」とあるが、その判断基準を示して欲しい。また、事業者の意向により非公開としてほしい（公開する場合は事前に質問した事業者を確認をとってほしい）。 | No. 3をご参照ください。 |
| 5 | 募集要項 | 17 | 第3 | 3 | (6) | 競争的対話の実施 | 全体に周知すべき内容であっても、個々の提案に抵触する部分がある場合は非公開とすることができるのか。 | No. 3をご参照ください。 |
| 6 | 募集要項 | 17 | 第3 | 3 | (6) | 競争的対話の実施 | 対話結果の公表に際して、公表前に各事業者に公表内容の確認は行われるか。 | 対話結果の公表ではなく、会話に関する質問を公表します。 |
| 7 | 募集要項 | 18 | 第3 | 3 | (9) | 提案書の受付 ア 受付期間 | 受付期間は令和5年10月31日までとありますが、受付開始はいつからでしょうか。 | 令和5年7月上旬に予定している参加資格審査結果の通知で資格ありであった場合、通知以降で受付します。ただし、提出にあたっては、事前に提出先へ連絡し、提出日時、時間をお知らせいただき調整してください。募集要項の(6)提案書の受付 「応募者に対して個別に確認を行うこともある」との記載の通り、定められた提出書類の有無をチェックいたします。仮に、不備があった場合には、受付期限である令和5年10月31日(火)17:00までの再提出を認めます。 |
| 8 | 募集要項 | 18 | 第3 | 3 | (10) | 選定委員会によるヒアリング | ヒアリング時に提出した資料について著作権は応募者に帰属するのでしょうか。 | 業務要求水準書のP9をご確認ください。 応募者から提出された書類については、全て公文書となり、情報公開の対象となります。 |
| 9 | 募集要項 | 19 | 第3 | 4 | (1) | 応募者の構成等 | 「構成企業は複数とすること」とあるが、構成企業は1社では認められないのか | ご理解の通りです。 |
| 10 | 募集要項 | 20 | 第3 | 4 | (3) | 応募者の参加資格要件 | 運営企業について、本事業を実施するための法令上必要となる資格というのはどのような資格を想定しているか。 | 施設及びそれに伴う運営の提案内容によって必要となる資格が異なるはずですが、運営に必要な資格があればご提示ください。 |
| 11 | 募集要項 | 21 | 第3 | 4 | (3) | 応募者の参加資格要件 (ケ) (コ) | 「法令上必要とする参加資格等がある場合は、当該資格を有していること」とありますが、具体的に明示可能でしょうか？また、協力企業、下請け企業に有資格者の確認ができればよいという理解でよろしいでしょうか？ | 施設及びそれに伴う運営、維持管理の提案内容によって必要となる資格が異なるはずですが、必要な資格があればご提示ください。また、その運営、維持管理を遂行する確約が契約書等で確認できるのであれば、可と考えます。 |
| 12 | 募集要項 | 21 | 第3 | 4 | (4) | 応募者の制限 ク | 参加資格確認日から契約締結までの間に、労働事故による入札参加停止処置を貴市から受けた場合でも、ただちに失格要件とはならず、貴市との協議としていただけないという認識でよろしいでしょうか。ご教授下さい。 | 募集要項22Pに定める通りです。市がやむを得ないとした場合、当該コンソーシアムをただちに失格とするのではなく、その構成企業又は協力企業の変更、追加を認めるものです。 |
| 13 | 募集要項 | 23 | 第3 | 5 | (3) | 応募に係る提案書類の取り扱い | 応募者の提出書類の著作権は、応募者に帰属するのであれば、情報公開された場合でも非公開になると認識していいか | 応募者から提出された書類については、全て公文書となり、情報公開の対象となります。開示請求がされた場合、原則として開示となります。開示部分については必要に応じて事業者の意見を確認の上、市が判断いたしますが、例外的に不開示とする情報が記録されている場合に限り不開示となります。また、市が不開示と判断した場合でも、審査請求等を経て最終的には開示される可能性があることもご留意ください。 |
| 14 | 募集要項 | 27 | 第4 | 2 | - | 施設規模一覧 | 屋内遊戯施設の参考延床について、エントランス、トイレ、事務室を含んだ全体が1500㎡で、純粋な遊び場が「800㎡以上1000㎡未満」とのことですが、1500㎡の中で遊び場の面積については事業者の提案に委ねていただけないでしょうか。 | 建物全体規模についてはあくまで参考です。要求する機能を満たした上で提案をお願いします。詳細については、競争的対話にて確認させてください。 |
| 15 | 募集要項 | 27 | 第4 | 2 | - | 施設規模一覧 | 新設施設の水遊び場の規模について、参考面積2,000㎡以上との記載があります。説明会にて脱衣場、休憩施設等含んだ面積と説明がりましたが、概算金額で検討した各施設の規模について、ご教授下さい。 | 個別施設の内訳は公表を控えております。 |
| 16 | 募集要項 | 27 | 第4 | 2 | - | 施設規模一覧 | 公園管理事務所の記載が無い。その一方で、要求水準書p28には公園管理事務所の設置を求めている。公園管理事務所は再整備施設と考えてよいか。 | ご理解の通りです。現在は交通広場管理棟にも併設されているため再整備施設としてお考えください。ただし、設置場所は提案を求めます。他の施設に併設も可とします。募集要項を修正します。 |
| 17 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (1) | 提案価格の算定方法 | 基準金利については、何月何日時点の TONAベース金利スワップレートを採用すればよろしいでしょうか。 | 令和5年9月29日の10時30分時点とします。 |
| 18 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (1) | 提案価格の算定方法 | 事業費における金利負担を減らすためにTONAベース25年物を採用するのではなく、10年物や15年物で事業期間中に金利の見直しができる設定としてもらえないですか。 | 15年に修正します。 |
| 19 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (1) | 提案価格の算定方法 | サービス購入料A-2の算定に用いる基準金利でベース25年物とありますが、他案件では15年物が多く25年物とした理由をお示しください。 | No.18をご参照ください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------|----|-------|--------|-----|---------------------|--|---|
| 20 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (2) | 提案価格 | サービス購入料A-2の返済期間が17年対して、基準金利がTONA ベース 25 年物 (円/円) となっており、20年超という長期の固定金利だと金融機関からの資金調達が難しくなる可能性がございます。金融機関からの資金調達をしやすい観点から、10年物を採用し、10年後に基準金利を見直す内容に変更いただけませんか。 | No.18をご参照ください。 |
| 21 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (2) | 市の支払総額の上限価格 | 上限価格は公表されており、算定根拠は公表しないと記載されているが、大項目（サービス購入料A、サービス購入料B等）での内訳金額について、ご教授下さい。 | 詳細は支払方法説明書をご確認の上、見積もってください。各項目の内訳金額は公表しません。 |
| 22 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (2) | 市の支払総額の上限価格 | 基準金利がマイナスとなった場合にはゼロとする（ゼロフロア）条文を追記願います。 | 募集要項に追記いたします。 |
| 23 | 募集要項 | 28 | 第4 | 4 | (2) | 市の支払総額の上限価格 | 提案用基準金利について、いつ時点の基準金利を採用すべきか公表頂けないでしょうか。 | No.17をご参照ください。 |
| 24 | 募集要項 | 29 | 第5 | 4 | - | 契約保証金 | 事業者の履行保証保険契約について、P30に記載されている「第6 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」3 事業者の責任の履行に関する事項の責任に関する事項の履行保証保険の付与等による保証措置と同じ内容という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 25 | 募集要項 | 29 | 第5 | 4 | - | 契約保証金 | 施設整備に係る対価（サービス購入料 A-1 及び A-2）から割賦金利相当額を控除した額の 10 分の 1 以上に相当する金額に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。 | 様式16-1の通り、含まれます。 |
| 26 | 募集要項 | 30 | 第5 | 5 | - | 保険 | 詳細については事業契約書案とありますが、保険加入義務のある保険と任意で提案する保険はあるのでしょうか。岡崎市加入の保険で全市民を対象とした保険は適用されるのでしょうか。 | 市の施設に関しては、事業仮契約書（案）を御確認ください。民間自主事業の施設に関しては、事業者提案になりますので任意で必要な保険に加入してください。岡崎市加入の保険では公園施設に瑕疵がある場合について、公園利用者を対象としています。 |
| 27 | 募集要項 | 36 | 添付資料1 | リスク分担保 | (1) | 制度関連リスク | 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもので、本事業に直接影響を及ぼすものは市、前項以外は選定事業者が負担することになっている。直接影響を及ぼすものを詳細に示していただきたい。 | 例えば都市公園の指定管理者に法令や条例で一定の負担が強制される場合などが考えられますが、様々な法令の変更や新設が考えられ、その全てについて詳細を列挙するのは不可能です。 |
| 28 | 募集要項 | 36 | 添付資料1 | リスク分担保 | (1) | 政治・行政リスク No. 9 | 「市の政策変更による」とありますが、当該事象の発生時期に関わらず、本事業に関して市の事由により変更・中断・中止等が発生した場合、市がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。（このリスク負担が適用される開始時期についてご教示ください。例）優先交渉権者の決定後、基本協定の締結後、仮契約の締結後、事業契約の締結後など | 質問にあるリスク分担の適用は、原則として事業期間とお考えください。 |
| 29 | 募集要項 | 37 | 添付資料1 | リスク分担保 | (2) | No22 | 不可抗力による事業者負担については、1%と考えてよろしいでしょうか。 | 事業仮契約書（案）にてお示しします。 |
| 30 | 募集要項 | 37 | 添付資料1 | リスク分担保 | (2) | No37. 39 | 「用地リスク」計画地内の土壌汚染及地中障害物は全て貴市のリスクとし、除去及び処分費用は負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。またそれにより工事の遅延及び事業期間延長に伴う費用についても同様と解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。ただし、工期の遅延が生じたとしても、事業期間の延長はできません。 |
| 31 | 募集要項 | 37 | 添付資料1 | リスク分担保 | (2) | No42 | 埋蔵文化財調査による場合も上記と同様の理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 32 | 募集要項 | 39 | 添付資料1 | リスク分担保 | (4) | No72 | 市の指定する団体の参画等とありますが、市が指定する団体の定義は？ | 従前より、公園事業にご協力いただいていた団体です。 |
| 33 | 募集要項 | 39 | 添付資料1 | リスク分担保 | (4) | No81. 82 | 81事業者が本事業に合わせて整備する備品の修繕・改修 82市が提供する既存の備品の修繕・更新 上記について選定事業者のリスクとなっているが、業務要求水準書に記載がある1件100万円未満の補修・修繕については事業者負担、1件100万円以上は市が負担とある。また大型遊戯施設の補修、修繕費用は金額にかかわらず、市の対応となっている。業務要求水準書のとおりと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 34 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) | 提出書類 | 参加表明及び参加資格申請の提出書類は正本、副本をファイル綴じ（目次付き）して提出するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 35 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) | 参加表明及び 参加資格審査申請時 | 運営企業は、本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有することを確認できる書類とありますが、具体的な書類は何を示しているのでしょうか。また様式等があればご教授いただきたい。 | 例えば当該資格の登録証明書等が該当します。 |
| 36 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) | 提出書類 | 都市公園等の公共施設運営に関して、管理者としての現在履行中の案件を含め、実績を有することを確認できる書類とは何を示しているのでしょうか。また全ての案件について提出する必要がありますでしょうか。 | 業務委託契約書、事業契約書等の種類です。実績を確認できる書類を1件以上提出してください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------|----|-------|------|----------|---------------------|---|--|
| 37 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) エ | 参加資格を確認出来る書類 (ア) | 参加表明及び参加資格申請の提出書類に直近3年分の貸借対照表及び損益計算書とございますが、様式8の備考5④には株主資本等変動計算書とございますので、提出するのは直近3年分の借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 38 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) エ | 参加資格を確認出来る書類 (ア) | 参加表明及び参加資格申請の提出書類に直近3年分の貸借対照表及び損益計算書とございますが、有価証券報告書を発行している企業については、有価証券報告書ではなく、有価証券報告書から貸借対照表及び損益計算書を抜粋して提出するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 39 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) エ | 参加資格を確認出来る書類 (イ) | 納税していること(直近1年分)を証する書類。(法人税、消費税)とございますが、「納税証明書その3の3」という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 40 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) エ | 参加資格を確認出来る書類 (イ) | 納税していること(直近1年分)を証する書類。(法人事業税)は、貴市に参加資格登録をしている支店の県に納めている法人事業税納税証明(直近1年分)という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 41 | 募集要項 | 40 | 添付資料2 | 提出書類 | (1) エ | 参加資格を確認出来る書類 (イ) | 「法人納」及び「消費税」について納税していることを証する書類とは、「納税証明書その3の3」という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 42 | 募集要項 | 41 | 添付資料2 | 提出書類 | (4) | 提案書提出時 | 提出書類について、「9分冊に分けて作成し、」と記載がございますが、9分冊に分けて作成するとファイルの数が180程になり、提案書Ⅶ(事業全体計画編)に綴じる様式38においては、A3・1枚のみのファイルとなります。提出書類を9分冊ではなく、2分冊【「ア 提案提出に関する書類」と「それ以外(イウエオカキクケ)」】にご配慮いただけませんか。 | ご質問の通り、「ア 提案提出に関する書類」と「それ以外(イウエオカキクケ)」で2分冊とします。部数については、正1部、副10部の提出をお願いします。 |
| 43 | 募集要項 | 41 | 添付資料2 | 提出書類 | (4) | 提案書提出時 | 9分冊に分けて作成し、と記載がございますが、9分冊に分けて正1部・副19部作成するとファイルの数が180程になります。また、提案書Ⅶ(事業全体計画編)に綴じる様式38はA3・1枚のみです。9分冊ではなく、2分冊【「ア 提案提出に関する書類」と「それ以外(イウエオカキクケ)」】にしてくださいませんか。 | No.42をご参照ください。 |
| 44 | 募集要項 | 41 | 添付資料2 | 提出書類 | (4) | 提案書提出時 | 提案書類について、アの項目については、正1部・副1部、イ〜ケまでの項目は各ファイルにて正1部・副19部提出となっておりますが、イ〜ケの項目を1ファイルにまとめ、副19部とさせていただきます。ご教授ください。 | No.42をご参照ください。 |
| 45 | 募集要項 | 41 | 添付資料2 | 提出書類 | (4) | 提案書提出時 | 提案書について「副」が19部かつ9分冊に分けて作成とありますが「副」部数の減少と分冊の取りまとめができないでしょうか。 | No.42をご参照ください。 |
| 46 | 募集要項 | 41 | 添付資料2 | 提出書類 | (4) | 提案書提出時 | 提出書類一覧表に記載されています印鑑証明書(実印)について、岡崎市の入札参加に登録しています使用印と違いますが、参加表明書(様式6)・参加資格審査申請書兼誓約書(様式8)等への押印については、すべての書類については岡崎市入札参加登録の使用印との考えでよろしいでしょうか。準備もありますので早い回答をいただけないでしょうか。ご教授ください。 | 現在、本市では入札参加に際し印の登録はしておりません。印鑑証明書の実印もしくは、会社法上の権限を委任された受託者の印をお願いします。 |
| 47 | 募集要項 | 43 | 添付資料2 | 作成要領 | (1) | 一般的事項 | 「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証として提案書に添付して提出することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 48 | 募集要項 | 43 | 添付資料2 | 作成要領 | (1) | 一般的事項 | 応募グループに属さない企業を提案書内(正本・副本いずれにも)で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 49 | 募集要項 | 43 | 添付資料2 | 作成要領 | (1) | 一般的事項 コ | 「コ」指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、得点はゼロとみなす場合があるとありますが、関心表明もそれに当たるかご教示ください。 | No.47をご参照ください。ご準備頂ける場合は、様式15、18に参考資料として添付を求めます。 |
| 50 | 様式集 | | | | | 使用する印鑑 | 様式集の押印欄に使用する印鑑について、入札資格申請時に登録した印鑑を使用してよろしいでしょうか。 | No.46をご参照ください。 |
| 51 | 様式集 | | 様式6 | | | | 記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名・住所でしょうか。 | 本社住所、代表者名で記載いただくか、会社法上の権限を委任された受託者の住所、氏名をお願いします。 |
| 52 | 様式集 | | 様式7 | | | | 記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名・住所でしょうか。 | No.51をご参照ください。 |
| 53 | 様式集 | | 様式7 | | | | 要求水準書に記載のある統括管理業務を担う企業は、「その他企業(統括管理業務)」等、事業者側で記載すればよろしいでしょうか。 | 統括管理業務は当然に代表企業が担うものとして、様式7 備考3に記載していませんでしたが、役割を明確とする上で、備考3に統括管理業務を追記します。 |
| 54 | 様式集 | | 様式8 | | | | 記載する会社情報は、本社住所でしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名・住所でしょうか。 | No.51をご参照ください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|--------|-----|------------|---------------|---|--|
| 55 | 様式集 | | 様式8 | | | | その他業務（例えば統括管理業務）を行う企業は、企業の役割の欄は「その他企業（統括管理業務）」等、事業者側で加筆して良いという理解でよろしいでしょうか。 | No.53をご参照ください。 |
| 56 | 様式集 | | 様式8 | 備考5 | ③ | | 商業・法人登記事項証明書は履歴事項全部証明書を提出するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 57 | 様式集 | | 様式12 | | | | 副19部、とありますが、印刷製本等にかかる事業者負担軽減のために提出部数を減らして頂くことをご検討頂けませんでしょうか。 | No.42をご参照ください。 |
| 58 | 様式集 | | 様式16-1 | | | | 運営収入のその他収入とは具体的にどのようなものかご教示ください。 | 運営収入のその他とは、様式17-3に示す「遊園地ゾーン」「交通広場ゾーン」「レクリエーションゾーン」以外のその他収入であり、「岡崎市都市公園条例に基づく占用許可、行為許可の収入」及び「見学、視察の対応による収入」を指します。 |
| 59 | 様式集 | | 様式16-2 | 備考3 | | | 「サービス購入料A、Bは支払方法説明書に示す方法に基づき、事業年度ごとの合計額を記入すること。」とございますが、各年度（4月～3月）に発生するサービス購入料の合計額を記入するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 60 | 様式集 | | 様式17-1 | | | | 「備考1 募集要項別紙1に示した、サービス対価の算定及び支払方法に基づき記載すること。」とありますが、募集要項別紙1ではなく、支払方法説明書という理解でよろしいでしょうか。 | 令和5年4月27日公表の修正版様式集をご確認ください。 |
| 61 | 様式集 | | 様式17-1 | | | | 「数量」「単位」とございますが、どのような情報を記入することを想定されておりますでしょうか。SPC設立経費や保険料等のように「数量」「単位」に該当するものがない場合は、単価のみの記載でもよろしいでしょうか。 | SPC設立経費や保険料等のように「数量」「単位」に該当するものがない場合は、数量、単位ともに、「1」を記載ください。 |
| 62 | 様式集 | | 様式17-2 | | | | 「数量」「単位」とございますが、どのような情報を記入することを想定されておりますでしょうか。SPC設立経費や保険料等のように「数量」「単位」に該当するものがない場合は、単価のみの記載でもよろしいでしょうか。 | No.61をご参照ください。 |
| 63 | 様式集 | | 様式17-2 | | | | 令和11年度までしかございませんが、提案書作成時に応募グループにて令和26年度まで列を追加するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。列、枚数は適宜増やしてください。 |
| 64 | 様式集 | | 様式17-2 | | | | その他の項目についてどのようなものを想定しているかご教示ください。 | 支払方法説明書P4 サービス購入料の構成のうち、サービス購入料Bの光熱水費、その他の「費用の内訳」欄をご参照ください。 |
| 65 | 様式集 | | 様式17-3 | | | | 利用料金収入は事業期間の合計額を記載するという理解で宜しいでしょうか。 | （「年間利用回数」の記載があるため）1年間の金額を記載してください。 |
| 66 | 様式集 | | 様式17-3 | | | | 各年度の利用料金収入を記載する様式がございませんが、様式16-2、16-3、16-4に各年度の利用料金する収入を記載する場合は、合計額を平準化した金額を記載すれば宜しいでしょうか。 | 様式16-2、各年度の利用料金収入を記載してください。 |
| 67 | 様式集 | | 様式17-3 | | | | 現在条例で3歳未満は無料とあるため、単価×人数＝収入となりませんが問題ないか教示ください。 | 3歳未満の方が対象となるものについては、年間利用回数を2段書きとし金額（単価）をゼロとして計算してください。 |
| 68 | 様式集 | | 様式18 | | | 地域への貢献に関する提案書 | 労働者の賃金単価について、どの業務を指しているのでしょうか。 | 受注した事業者を始め下請事業者のうち、一人親方以外のすべての事業者が対象です。ただし、以下は対象外とします。 ①同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者 ②労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ③契約事業に係る工事及び業務に直接従事しない者（総務事務員、営業等） ④工事請負契約における現場代理人、主任技術者、管理技術者 |
| 69 | 様式集 | | 様式18 | | | 地域への貢献に関する提案書 | 労働者の賃金単価の対象について、仮に建設の場合、地元企業に対しての労務単価や2024年度からの時間外労働の上限規制等、労働環境への配慮が提案書の評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。 | 労働者の賃金単価については、労務単価を記載してください。時間外労働の上限規制等については、労働環境への配慮に記載をお願いいたします。 |
| 70 | 業務要求水準書 | 10 | 第1 | 9 | - | 障がい者の雇用の場への配慮 | 「障がい者が経済活動を構成する労働者の一員として・働くことができる機会を確保するよう配慮すること」と新たな方針を掲げられておりますが、審査基準書P6での障がい者の雇用機会の配点が「3」とあまり重視していないように思います。どのようにお考えでしょうか。 | 加点項目として評価すべきであると考えています。配点についての詳細は回答しませんが、各応募者で検討の上、より良い提案をしてください。 |
| 71 | 業務要求水準書 | 12 | 第1 | 11 | - | 本事業の対象施設 | 池の周囲に設置しているフェンスは事業者の提案により更新することは可能でしょうか。 | 可能です。南側堤体のメッシュフェンスは農地整備課と、その他擬木柵は公園緑地課と協議してください。 |
| 72 | 業務要求水準書 | 17 | 第2 | 2 | 2-2 (3) | 事業費内訳書 | 運営・維持管理に係る内訳書については運営・維持管理業務の開始半年前までとありますが、様式・内容をご教授お願いします。 | 任意の様式で構いません。内容は提案に基づき算定し記載してください。 |
| 73 | 業務要求水準書 | 19 | 第3 | 1 | - | 立地条件 | 宅地造成工事規制の範囲を示していただきたい。 | 公園は対象外です。 |
| 74 | 業務要求水準書 | 24 | 第3 | 3 | 3-3 | 造成計画 | 鉄塔基礎の撤去依頼を市に連絡すること、とあるが、撤去はどの期間に実施されるのか。 | 施工の2年前までの通知を条件として、市で撤去を手配します。 |
| 75 | 業務要求水準書 | 24 | 第3 | 3 | 3-3 | 造成計画 | 農地整備課へは、個別に相談に伺ってよろしいでしょうか。 | 仲介しますので、まずは公園緑地課のご相談ください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|-----|-----|-----|--------------------|--|--|
| 76 | 業務要求水準書 | 24 | 第3 | 3 | 3-3 | 造成計画 | 既存テニスコートを造成せず排水管からの距離を確保し、建築物設置の場合、既設排水管の布設替えは必要ないケースは考えられるのでしょうか？農地整備課との協議で認められればよいという理解でよろしいのでしょうか？ | 造成しない提案であれば可能と考えますが、まずはご相談ください。 |
| 77 | 業務要求水準書 | 25 | 第3 | 3 | 3-4 | インフラ施設 | 池からの流出については、敷設替えに伴う新規理設計画において、管渠能力の計測を行うことと記載がありますが、この計測は何を計測することを想定しているか。 | 取水期と緊急放流時の流量が示されることを想定しています。 |
| 78 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 3 | 3-9 | 環境への配慮 | 希少野生動植物の生息生育状況について、事前に市の担当課に確認を行い、適切に対応すること、とあるが、提案に関わる事項であるため、生息生育状況を事前に提示してほしい | 環境部環境政策課自然共生係にご確認ください。 |
| 79 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 3 | 3-9 | 環境への配慮 | 本事業の対象区域内における希少野生動植物の生息生育状況について、事前に市の担当課に確認を行い適切に対応すること、との記載がございます。確認先となる担当課名をご教示下さい。 | No.78をご参照ください。 |
| 80 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 4 | - | 施設別の要求水準 | 要求水準書に示されている施設等の要求水準面積について、分散して配置し、合計の面積を要求水準面積以上とする計画とした場合でも要求水準を満たしているという理解でよろしいでしょうか。 | その他の要求水準を満たした上での提案であれば可能と考えます。 |
| 81 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 4 | 4-1 | 交通広場の要求水準 | 十字交差点から構成される模擬道路の形状は現状維持することと記載があるが、現状の交通公園を触らないという限定でしょうか。 | 模擬道路には十字交差点を備えてください。配置変えを否定するものではありません。 |
| 82 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 4 | 4-1 | 交通広場の要求水準 | 高齢者を対象とした交通安全教室の企画や集客についても事業者の業務に含まれますでしょうか。 | 交通広場の活用として、交通広場の機能向上、利用価値の向上に関する提案を期待しています。必ずしも対象を高齢者と限定しませんが、自主事業の一例としてお考えください。 |
| 83 | 業務要求水準書 | 27 | 第3 | 4 | 4-1 | 交通広場の要求水準(全般) | 「脇道」の幅員、舗装基準、模擬道路との位置について、具体的な基準があればお示し下さい。 | 「脇道」の幅員=4m 舗装基準=5cm(模擬道路も同様)、模擬道路との位置について具体的な基準はありません。交通ルールを学習できる状況の配置をご検討ください。 |
| 84 | 業務要求水準書 | 28 | 第3 | 4 | 4-2 | 交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準 | 研修室について、可動式の間仕切りの設置が新たに追加されていますが、分割後の面積は事業者提案で行うことが可能という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。様々な利用形態を想定し、提案してください。 |
| 85 | 業務要求水準書 | 28 | 第3 | 4 | 4-2 | 交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準 | トイレの便器数にて、「多目的は」とあるが、4-6や4-8では、バリアフリートイレと記載されている。この違いは何か | 業務要求水準書の多目的トイレの名称を修正します。 |
| 86 | 業務要求水準書 | 28 | 第3 | 4 | 4-2 | 交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準 | 多目的トイレでも、男女各1つずつ必要な理由を教えてください。 | 業務要求水準書を修正します。 |
| 87 | 業務要求水準書 | 28 | 第3 | 4 | 4-2 | 交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準 | 研修室を可動間仕切りで仕切れるようにする目的をご教示願います。 | 少人数での利用も想定しています。 |
| 88 | 業務要求水準書 | 29 | 第3 | 4 | 4-3 | レクリエーションゾーンの要求水準 | 水遊び場の「大型遊具」の定義を教えてください。 | 水を使用しない期間(主に冬期)にも使用できる施設であることを想定しています。規模や構造、形態については提案を求めます。 |
| 89 | 業務要求水準書 | 30 | 第3 | 4 | 4-4 | 屋内遊戯施設棟の諸室等に係る要求水準 | 地元材の集材材？も地元材という理解でよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。 |
| 90 | 業務要求水準書 | 30 | 第3 | 4 | 4-4 | 屋内遊戯施設棟の諸室等に係る要求水準 | (屋内遊び場)遊び場の床面積は「遊具」の面積と理解すればよろしいでしょうか？ロッカー等の付属施設は含まれない面積と考えてよいでしょうか？ | 遊具の面積ではなく、遊具を設置するなどして子どもの遊び等に資する空間全体を遊び場として考えています。ご指摘の通り、ロッカー、便所、エントランスや事務室など附属施設は含みません。 |
| 91 | 業務要求水準書 | 30 | 第3 | 4 | 4-4 | 屋内遊戯施設棟の諸室等に係る要求水準 | (事務室)「十分なスペース」の具体的な面積及び定義はありますか？ | 具体的な面積は設定していませんが、提案どおりの運営を可能にする必要面積とご理解ください。 |
| 92 | 業務要求水準書 | 31 | 第3 | 4 | 4-6 | 多目的広場ゾーンの要求水準 | 市内公共施設には防災課管理の防災倉庫や非常発電装置が設置されている施設があると存じます。防災拠点となる本施設にも同様の設備が置かれる計画はございますか。予め分かれば、設置を想定した配置提案をさせていただきたいと考えています。 | 広域避難所指定されている本公園の防災機能としては、業務要求水準書の通りです。指定管理者として運営、維持管理する上で必要とお考えの設備があれば、ご提案をお願いします。 |
| 93 | 業務要求水準書 | 31 | 第3 | 4 | 4-6 | 多目的広場ゾーンの要求水準 | 大屋根の面積は2,200㎡以上とあるが、この根拠を示して欲しい | 市として必要と考えている規模になります。 |
| 94 | 業務要求水準書 | 31 | 第3 | 4 | 4-6 | 多目的広場ゾーンの要求水準 | 屋根面積は2,200㎡以上とし、柱は、広場としての利用性を高めるため屋根端部に配置し、広場中央部分には配置しないこととする記載があるが、2,200㎡は分散設置し、合計値で満たしていれば、問題ないか。 | 「大屋根」下の多目的広場の運用方法を提案する上で必要な形状であれば、それに沿った提案をお願いします。ただし、分散設置は認めません。 |
| 95 | 業務要求水準書 | 31 | 第3 | 4 | 4-6 | 多目的広場ゾーンの要求水準 | 大屋根下の面積は公園内の建築施設の床面積にカウントされないという理解でよろしいでしょうか。 | 床面積に含まれます。 |
| 96 | 業務要求水準書 | 32 | 第3 | 4 | 4-6 | 多目的広場ゾーンの要求水準 | 多目的広場ゾーンに新たに追加された倉庫の設置場所について、事業者の提案で設置するゾーンを変更することは可能でしょうか。 | 他の施設の配置との兼ね合いによっては可能と考えます。ただし、業務要求水準書を満たす運用ができるようにしてください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|-----|-----|--------|------------------------|---|--|
| 97 | 業務要求水準書 | 32 | 第3 | 4 | 4-7 | 駐車場の要求水準 | 職員用の駐車場は、都市公園法第5条の規定による設置管理許可を得ること、とあるが使用料を支払うのか。 | 業務要求水準書を修正します。職員用の駐車場が必要であれば、行政財産目的外使用の申請が必要です。岡崎市のガイドラインに従い使用料をいただきます。また、業務要求水準書で求める駐車台数に対し、必要となる職員駐車台数を加算して整備してください。 |
| 98 | 業務要求水準書 | 32 | 第3 | 4 | 4-7 | 駐車場の要求水準 | 職員用駐車場の必要台数の指定はあるか。 | No.97をご参照ください。 |
| 99 | 業務要求水準書 | 32 | 第3 | 4 | 4-7 | 駐車場の要求水準 | 駐車場に太陽光発電システムを設置することは可能でしょうか。 | 業務要求水準を満たした上での提案であれば可能です。 |
| 100 | 業務要求水準書 | 33 | 第3 | 4 | 4-8 | 再整備トイレの要求水準 | 「公共下水に原則、自然流下で接続」とありますが、マンホールポンプでの排水も地形的な条件(高低差)から協議は可能と理解してよろしいでしょうか？ | 協議不可とはしませんが、まずは自然流下を第一でご検討ください。 |
| 101 | 業務要求水準書 | 35 | 第3 | 6 | 6-1 | 電力施設 | 各室の照明、動力制御盤、主受信機について「公園管理室」と記載があるが、公園管理室とはどの建物の諸室のことをさしているのか(6-2も同様) | 業務要求水準書を修正します。 |
| 102 | 業務要求水準書 | 35 | 第3 | 6 | 6-1 | 電力施設 | 「公園管理室」とあるが、どの施設のことか | No.101をご参照ください。 |
| 103 | 業務要求水準書 | 35 | 第2 | 6 | 6-1 | 電力施設 | (構内情報通信網設備)構内LANは業務運用、施設内情報共有、公衆無線系の3系統とありますが、その違いは。 | 構内LANを整備してください。業務要求水準書を修正します。 |
| 104 | 業務要求水準書 | 37 | 第4 | 2 | 2-3 | 業務全般 | 部分供用する範囲には改修するトイレは含まれるか | 含みません。ただし、部分供用エリア内に設置する場合は工程等について市と協議してください。 |
| 105 | 業務要求水準書 | 37 | 第4 | 2 | 2-3 | 業務全般 | 「部分供用する範囲の維持管理は、全面供用するまで市が実施する」とあるが、どの程度の期間を想定しているか。 | 令和6年4月1日から供用開始までとご理解ください。 |
| 106 | 業務要求水準書 | 37 | 第4 | 2 | 2-3 | 業務全般 (資料35閉園時供用エリア) | エリアについては「梅林」「芝生広場」機能が損なわれない範囲という理解でよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。別添の資料35(閉園時供用エリア)をご参照ください。 |
| 107 | 業務要求水準書 | 38 | 第4 | 2 | 2-4 | 事前調査業務 | 計画地の土壌汚染の事前調査(地歴調査)は必要でしょうか。また、調査を実施した結果、土壌汚染が発見された場合、土壌汚染対策費用は貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 土壌汚染対策法にかかる面積規模の土地の形質変更であれば必要です。土壌汚染が発見された場合、土壌汚染対策費用は市が負担いたします。 |
| 108 | 業務要求水準書 | 38 | 第4 | 2 | 2-4イ | 事前調査業務 | テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うことと記載がありますが、調査範囲想定区域について対象区域及び面積をご教授いただきたい。 | 今回は特定事業にかからないうえ、建築物H=15m以上がないため(風致規制)電波障害の調査は不要です。業務要求水準書を修正します。 |
| 109 | 業務要求水準書 | 38 | 第4 | 2 | 2-5ア | 確認申請等 | 道路境界、隣地境界等確認申請に置ける用地境界は明確になっているか。それとも本業務で整理する必要があるか。 | 資料を提示します。 |
| 110 | 業務要求水準書 | 38 | 第4 | 2 | 2-5ア | 確認申請等 | 既存建物は、全て確認申請(計画通知)の手続きの上施工されており、本業務の確認申請において既存施設の適合性を調査する必要はないと考えてよいか。 | ご理解の通りです。 |
| 111 | 業務要求水準書 | 38 | 第4 | 2 | 2-5ウ | 設計業務(建築・土木) | 責任者を配置するとあるが、既存施設改修業務の建設業務責任者のような名称は無いのか。 | No.112をご参照ください。 |
| 112 | 業務要求水準書 | 39 | 第4 | 2 | 2-5ク | 設計業務(建築・土木) | 「管理技術者届を提出する」とあるが、一方、ウにおいて責任者のことか。 | ご理解の通りです。 |
| 113 | 業務要求水準書 | 39 | 第4 | 2 | 2-6(5) | 実施体制 | 建設業務責任者と、監理技術者又は主任技術者は兼務できるか。 | 兼務は可能です。 |
| 114 | 業務要求水準書 | 46 | 第4 | 2 | 2-8(5) | 建設期間中の提出書類 | 工事監理(管理)者は、建設業務責任者、監理技術者又は主任技術者の誰か。 | 業務要求水準書P49、2-9工事監理(管理)業務をご参照ください。 |
| 115 | 業務要求水準書 | 51 | 第4 | 2 | 2-14 | 国庫補助金申請補助業務 | 事業者は申請図書を作成や会計検査の資料作成に協力となっているが、もし会計検査での指摘事項があり是正が必要となった場合は、当然だと思うが市の負担となるのか？ | ご理解の通りです。 |
| 116 | 業務要求水準書 | 52 | 第5 | 1 | 1-4 | 業務実施上の留意点 | 「以下の期日業務開始の30日前まで」を詳細に示していただきたい。 | 運営準備業務開始の30日前とご理解ください。 |
| 117 | 業務要求水準書 | 52 | 第5 | 1 | 1-4 | 業務実施上の留意点 | 業務開始前30日まえまでに提出する業務計画書の様式は？維持管理も同様。 | 業務計画書は契約期間中の業務計画を記載していただくものです。 |
| 118 | 業務要求水準書 | 52 | 第5 | 2 | 2-2 | 開園式典業務 | 募集要項には開園式典 令和4年4月2日とありますが、運営準備業務の期間(令和9年2月1日～令和9年3月27日)と異なります。開園式典業務は開業準備業務か供用後かどちらに当たりますでしょうか。 | 開園式典業務は、運営準備業務に含まれます。運営準備業務の期間は令和9年2月1日から4月2日とします。業務要求水準書を修正します。 |
| 119 | 業務要求水準書 | 54 | 第6 | 1 | 1-3 | 業務期間 | 業務開始年月日は、事業者の提案を受け、市と協議上決定するとありますが、何を想定されていますか。 | 指定管理の開始日として令和9年4月1日を想定しています。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|-----|-----|---------|--|---|--|
| 120 | 業務要求水準書 | 55 | 第6 | 1 | 1-5 | 実施体制 | 既存の各エリアの運営体制（1日あたりの従業員数）を開示いただけますでしょうか。多い日と少ない日、また常勤と非常勤があればそれぞれお示しください。 | ご提案の運営、維持管理業務内容に従ってご検討ください。 |
| 121 | 業務要求水準書 | 55 | 第6 | 1 | 1-5 | 実施体制 | 指定管理にあたる業務について、従業員の設置水準（常時〇名以上配置など）の設定はございますか。 | No.120をご参照ください。 |
| 122 | 業務要求水準書 | 55 | 第6 | 1 | 1-5(1) | 運営業務総括責任者 | 運営業務統括責任者、各運営業務責任者、施設責任者の違いを分かりやすく示していただきたい。 | 運営業務統括責任者：運営業務の全体を総合的に把握し、運営業務に区分される各業務を円滑に実施させる者 各運営業務責任者：運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う者 施設責任者：各施設の運営業務及び維持管理業務を総合的に管理する者、になります。 |
| 123 | 業務要求水準書 | 56 | 第6 | 1 | 1-6 | 年度業務計画 | 業務開始60日前に提出する年度業務計画書の様式は？また業務計画書と年度業務計画書は兼用できるのか？ | 業務計画書は契約期間中の業務計画を記載していただくものです。年度業務計画書は次年度の業務計画を記載し、毎年度ごとに提出していただくものです。 |
| 124 | 業務要求水準書 | 56 | 第6 | 1 | 1-7(1) | 業務報告書 | 運営業務にて、維持管理業務に関する日報等を作成するのか。 | 運営業務、維持管理業務のそれぞれで日報等の作成をお願いします。 |
| 125 | 業務要求水準書 | 57 | 第6 | 1 | 1-10(2) | 行政等への協力義務 | 貸し出す清掃等の道具の購入費用、廃棄物処分費は、市の負担か。 | 指定管理者でお願いします。ただし、過大な処置が必要だった場合等は市の報告の上、協議してください。 |
| 126 | 業務要求水準書 | 57 | 第6 | 1 | 1-10(3) | 公園南側店舗との連携 | 「協力関係に留意すること」とありますが、前回明記のような協定等は必要ないという理解でよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。相互理解が進み、結果として協定等が締結される事を阻むものではありませんが、必須とはしません。お互いを尊重することを第一としてください。 |
| 127 | 業務要求水準書 | 58 | 第6 | 2 | 2-2 | 利用料金体系及び水準等 | 利用料金の変更は、業務期間途中においても変更可能でしょうか。 | 利用料金の変更の可否については、市と協議の上、市が必要と認めた場合、手続きを行います。 |
| 128 | 業務要求水準書 | 59 | 第6 | 3 | 3-1(1) | 運営の透明性、説明責任、意見・要望への対応 ①業務内容 | 地域関係団体（町内会・・・）等と意見公聴や情報交換、地域との連携・融合を目的とする場（運営協議会）を設置する となっているが、設置は市で行い、事務局をSPCが務めるという理解でよいのか？構成メンバーは市が指定するのか？ | ご理解の通りです。 |
| 129 | 業務要求水準書 | 60 | 第6 | 3 | 3-1(2) | 運営の透明性、説明責任、意見・要望への対応 ②要求水準 | イベント等の円滑な実施のために「関係団体」との事前調整となっているが、この「関係団体」は前述の運営協議会構成員と同じ意味と解釈してよいのか？ | 運営協議会構成員だけではなく、SL保存協力会等も考えられます。 |
| 130 | 業務要求水準書 | 61 | 第6 | 3 | 3-1(4) | 南公園交通広場に関する 運営業務 ①交通教室補助業務 | 実習開催時間帯は、一般の交通広場内の乗り物の貸出しは行わないこととありますが、業務要求水準書P27に利用者の安全確保のため模擬道路とゴーカートの走路は完全に分離することとあります。交通教室開催時はゴーカートの運行については利用できるのでしょうか。 | 「一般の交通広場内の乗り物」とは貸出用の自転車や、事業者提案により導入する、交通広場内で使用する乗り物を想定しています。ゴーカートの運行は問題ありません。 |
| 131 | 業務要求水準書 | 61 | 第6 | 3 | 3-1(4) | 南公園交通広場に関する 運営業務 ②乗り物 | 電動ゴーカートの収入は事業者になるか。 | ご理解の通りです。 |
| 132 | 業務要求水準書 | 61 | 第6 | 3 | 3-1(4) | 南公園交通広場に関する 運営業務 ②乗り物 | 電動ゴーカートの運営管理費は、市の負担でよいのか。 | ご理解の通りです。サービス購入料Bに含まれます。 |
| 133 | 業務要求水準書 | 62 | 第6 | 3 | 3-1(5) | 南公園遊戯施設（遊園地ゾーン）に関する 運営業務 ②遊園地案内所運営 | 遊園地案内所の機能は、利用者の利便性を損なうことがなければ、公園事務所へ移設しても良いとしている。利用者の利便性を損なう判断基準は？極端に言えば苦情が1件でもあれば損なうのか？ | 公園利用者の動線や遊園地案内所の利用のされ方を考慮頂きたいと考えています。 |
| 134 | 業務要求水準書 | 63 | 第6 | 3 | 3-2(4) | 利用手続き ①利用券による利用手段 | 電動機付豆自動車とは、ゴーカートとバッテリーカー両方を指すか。 | バッテリーカーです。 |
| 135 | 業務要求水準書 | 66 | 第6 | 3 | 3-5(1) | 非常時の定義 ②関係法令等 | 「(2)～(4)の対応」を具体的に示していただきたい。 | 非常時の対応については記載事項に基づき、想定する最善の策を講じてください。 |
| 136 | 業務要求水準書 | 68 | 第6 | 3 | 3-6(2) | 要求水準 ①業務の引継ぎ | 存続期間とはいつのことか。 | 事業期間と同意です。 |
| 137 | 業務要求水準書 | 70 | 第7 | 1 | 1-4(1) | 維持管理業務統括責任者 | 維持管理業務統括責任者は各維持管理業務を兼務できるか。 | 滞りなく業務遂行が可能であれば兼務できると考えます。 |
| 138 | 業務要求水準書 | 73 | 第7 | 2 | 2-1 | 施設・建築物等保守管理業務 | 直近の大型遊戯施設の法定点検及び定期保守点検（遊具安全点検、大型遊戯施設点検、信号機等）の委託先と委託金額についてお示しください。 | 公表していません。 |
| 139 | 業務要求水準書 | 75 | 第7 | 2 | 2-1(1) | 一般事項 ③業務仕様及び要求水準 vi)修繕 | 建築物自主点検では「原則として、市に業者登録している業者へ依頼すること」となっている。設備保守管理業務では「市に業者登録している業者への依頼が望ましい」と異なるが、その理由は何か。 | 設備に関しては、市に業者登録のある業者では扱えないものも設置される可能性があるため、現状の表記としています。 |
| 140 | 業務要求水準書 | 80 | 第7 | 2 | 2-3(2) | ②白鳥の管理 | 健康状態を日常的に把握し適切に管理すること、とあるが管理の詳細を示して欲しい（体調が悪いと判断できた場合、獣医に診せて治療するのか、その費用は事業者負担なのか） | 目視で日常的に観察し、状況を把握してください。変化や気付きがあれば市に報告、相談してください。 |
| 141 | 業務要求水準書 | 80 | 第7 | 2 | 2-3(2) | ②白鳥の管理 | 「適切に管理を行うこと」とは具体的にどのような管理を想定しているのか。亡くなった場合、事業者の責になるのか（事業者の責か否かは判断しにくい事項と考える） | 目視で日常的に観察し、状況を把握してください。変化や気付きがあれば市に報告、相談してください。死亡の場合、餌やり等の管理業務を要求していませんので事業者の責とは考えませんが、原因究明にご協力ください。 |
| 142 | 業務要求水準書 | 80 | 第7 | 2 | 2-4(1) | 一般事項 ①業務の目的 ②業務の対象範囲 | ①では「事業用地」、②では本事業区域とあるが、違いは何か。 | 違いはありません。 |
| 143 | 業務要求水準書 | 86 | 第7 | 2 | 2-6(1) | 一般事項 ③業務仕様及び要求水準 i)業務の実施方針 | 施設管理統括責任者とあるが、第7-1-4(1)維持管理業務統括責任者、第6-1-5(1)施設管理責任者とは別に配置する必要があるのか | 各々の業務要求水準を確実に実行することができる限りにおいて兼務は可能です。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|---------|----|-----|-----|------------|----------------------------------|--|---|
| 144 | 業務要求水準書 | 86 | 第7 | 2 | 2-6 (1) | 一般事項 ③業務仕様及び要求水準 i)業務の実施方針 | 施設管理統括責任者となるが、維持管理業務統括責任者とは別に配置する必要があるか。 | No.143をご参照ください。 |
| 145 | 業務要求水準書 | 89 | 第8 | 1 | - | 民間自主事業について | 民間自主事業について、要求水準書P11の用語定義では事業者の任意提案と記載されています。民間自主事業はあくまでも任意提案であり、民間自主事業を行う場合は、飲食サービスの提供が必須という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。民間自主事業の中で最低1つは飲食サービスの提供を行ってください。 |
| 146 | 業務要求水準書 | 89 | 第8 | 1 | - | 民間自主事業について | 施設の一部（公園管理事務所等）を利用して売店等、恒久的な民間自主事業を行う場合は、行政財産使用料を市に支払わないという理解でよろしいでしょうか。 | 市に対し設置許可使用料金をお支払いください。 |
| 147 | 業務要求水準書 | 89 | 第8 | 1 | (1) | 事業例 | 民間自主事業の例示に自動販売機があるが、この(3)に示された自動販売機の収入は事業者になるか。 | ご理解の通りです。 |
| 148 | 業務要求水準書 | 89 | 第8 | 1 | (2) | 実施条件 | 新たな自由提案施設を建設して、民間収益事業を実施する場合、当該自由提案施設の所有者は、SPCではなく、構成員、協力企業、民間収益事業者、リース会社等でも宜しいでしょうか。 | 自由提案施設の所有者は、SPCではなく、構成員、協力企業、民間収益事業者、リース会社等も可能です。ただし、提案及び事業計画書に記載の事業が継続して行われることをSPCの責任において行ってください。 |
| 149 | 業務要求水準書 | 90 | 第8 | 1 | (2) | 実施条件 | 民間自主事業の事業例の中に市が主催するものとは別の交通安全教室があるが、その場合でも研修室の使用はできないのでしょうか。 | 基本は公用のみの利用になりますが、事業内容に応じて協議させていただきます。ただし、単なる部屋貸しは不可とします。 |
| 150 | 別添資料 | 21 | | | | 寄贈物件一覧 | 改修外施設「梅林」の施設について撤去・移設、改修可能となっていますが、改修すべき施設として検討すべきかお示しください。 | 再整備対象外としている施設であっても、園路や便所等は整備対象としています。公園全体の統一感や、来園者の利便性等に配慮して、整備が必要であれば提案を求めます。 |
| 151 | 別添資料 | 21 | | | | 寄贈物件一覧 | 撤去、移設、改修可能となっている施設とそうではない施設があります。何か理由はあるのでしょうか。 | No.150をご参照ください。 |
| 152 | 支払方法説明書 | 3 | 第3 | 1 | (2) | 算定方法 | 本事業において、サービス購入料A-1減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。 | サービス購入料A-1減少の理由によるため、リスク分担表をご参照ください。 |
| 153 | 支払方法説明書 | 3 | 第3 | 1 | (2) | 算定方法 ア サービス購入料A-1 | サービス購入料A-1の算定方法は「上記(1)に示す業務において供用開始までに完了する業務に要する費用のうち、75%の金額（消費税及び地方消費税を含む）」とございますが、SPC設立経費や保険料等の諸費用も含まれているという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 154 | 支払方法説明書 | 3 | 第3 | 1 | (2) | 算定方法 イ サービス購入料A-2 | 事業期間中の基準金利は本施設の所有権移転日（引渡日）の2営業日前に決定するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 155 | 支払方法説明書 | 5 | 第3 | 2 | (3) | SPCの収入について ①算出方法 | 見学・視察の対応による収入とあるが、料金設定は提案によるものか。また収入はその他収入にあたりますか。 | ご理解の通りです。 |
| 156 | 支払方法説明書 | 5 | 第3 | 2 | (3) | SPCの収入について ②市が計画した収入 | 遊戯施設の収入 468348220円は46,349,120円の間違えではないでしょうか。 | 支払方法説明書を修正します。 |
| 157 | 支払方法説明書 | 5 | 第3 | 3 | - | 消費税相当額 | サービス購入料A-2の消費税は一括払いですが、サービス購入料A-2の消費税は割賦元本総額に対する消費税でしょうか、または各返済元本金額に対する消費税の累計でしょうか。 | 様式16-1の通り、「本公園の設計・建設業務に要する費用からサービス購入料A-1を差し引いた費用にSPC設立費用、保険料等の諸費用を含んだ金額を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額」に対する消費税になります。 |
| 158 | 支払方法説明書 | 6 | 第4 | 2 | - | サービス購入料B 支払方法 | 平準化した結果、端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれかで調整すればよろしいでしょうか。 | 最終回で調整ください。 |
| 159 | 支払方法説明書 | 7 | 第4 | 3 | (3) | サービス購入費B | 事業者は、毎年度3月の月別報告書及び使用量報告書についてとあるが、使用量報告書とは何を示しているのか。 | 水光熱費です。 |
| 160 | 支払方法説明書 | 7 | 第4 | 3 | (3) | サービス購入費B | 事業者は、毎年度3月の月別報告書及び使用量報告書については3月31日付けで提出とありますが、業務要求水準書では月次業務報告書は翌月の10日までとなっています。どちらが正しいのでしょうか。 | 業務要求水準書の通り4月から翌2月までの月次報告は翌月の10日までですが、3月の月別報告については、3月31日付けの日付にて速やかに提出してください。 |
| 161 | 支払方法説明書 | 8 | 第5 | 1 | (2) | 物価変動による改定 | 貴市PFI施設におけるサービス購入料の改定実績及び対象事案の委細と金額をご教授お願いします。 | 改定実績はございますが、公表している事業はありません。 |
| 162 | 支払方法説明書 | 13 | 第5 | 2 | (1) | 物価変動による改定 ④対価改定の参照指標 | 維持管理業務参照指標 (誤) a又はb (正) b又はc | 支払方法説明書を修正します。 |
| 163 | 審査基準書 | 5 | 第6 | 2 | (2) | 提案評価項目 ② 統括管理業務 | 地域への貢献に関する提案書（様式18）について、様式集では、「A3 1枚」と「※別添、全体計画平面図（A3、1枚）を提出すること。」と記載していますが、これは誤記という理解でよろしいでしょうか。 | 令和5年4月27日公表の修正版様式集をご確認ください。 |

| No. | 公表資料名称 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------|--------|-----|-----|-----|------------------------------------|--|---|
| 164 | 審査基準書 | 9 | 第6 | 2 | (2) | 提案評価項目 ④運営準備業務・運営業務 (開園準備業務) | 評価ポイントでは「マニュアルについてマニュアル名、内容が具体的に示され・・・」とありますが、「要求水準書」では「供用開始前の30日前までに・・・」と書かれていますが、提案書提出前までに「マニュアル」が必要という理解でよろしいでしょうか？ | 提案書提出時にはマニュアルの概要（マニュアル名、内容が具体的に示されたもの）がわかる資料のご提出ください。 |
| 165 | 審査基準書 | 12 | 第6 | 2 | (2) | 提案評価項目 ⑦事業全体計画 様式-38 | 経営責任者とは事業統括責任者の解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 166 | 質問回答 | No. 14 | | | | 水光熱費 | 「サービス購入費で運営する施設は市が負担します」とありますが、水光熱費は、サービス対価外で市が別途負担するという理解でよろしいでしょうか。 | サービス購入費で運営する施設は市が負担します。（清算項目）独立採算の民間自主事業の施設は事業者負担となります。 |